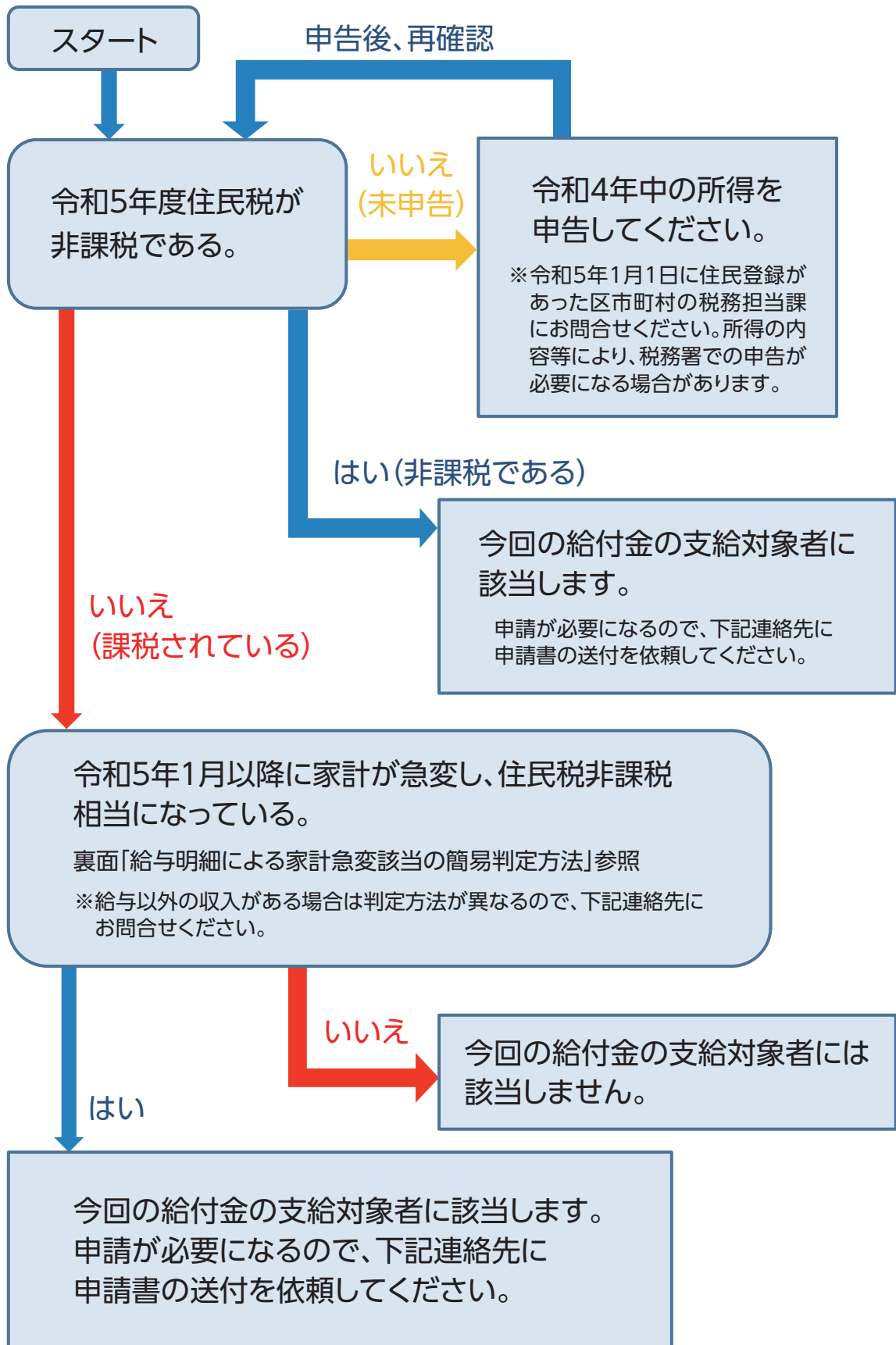


給付金の支給該当 簡易判定フロー



【連絡先】

子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター

☎ 03-4566-2482 (月曜～金曜 8:30～17:00 祝日を除く)

給与明細による家計急変該当の簡易判定方法

※収入が「給与のみ」の場合の判定方法になります。給与以外の収入がある場合は別途お問合せください。

- ① 令和5年1月以降で、食費等の物価高騰の影響により収入が減少した月の給与明細書を確認してください。

給与明細書							令和5年 1月分
所属	社員No	所属	氏名				株式会社〇〇〇〇〇〇
氏名	111111	子育て支援課	豊島 ななまる				
支給	基本給	役職手当	超過勤務手当	住居手当	扶養手当		
	150,000						
	通勤手当						
計	150,000						
控除	健康保険	介護保険	厚生年金	雇用保険	福利控除		
	8,000		12,000	1,000			
	所得税	住民税					
	5,000	2,000					
計	28,000						
差引支給額		122,000					

- ② 給与明細書の収入額を下表に照らして確認してください。

扶養親族等の数	1か月の給与収入
1人	130,000円
2人	171,666円
3人	213,333円
4人	254,999円
5人	296,666円

以下をすべて満たす場合、「扶養親族等」に該当する

- ・配偶者および配偶者以外の親族
- ・生計を一にしていること
- ・年間の給与収入の見込み額が103万円以下であること

※給与以外の収入がある場合は、年間の合計所得金額の見込み額が48万円以下であること

- A：給与明細の「1か月分の収入額」が、上記表の「1か月の給与収入」以下になる場合
⇒今回の給付金の支給要件に該当するので、申請書を請求してください。
- B：給与明細の「1か月分の収入額」が、上記表の「1か月の給与収入」を超える場合
⇒今回の給付金の支給要件には該当しません。

【例示の給与明細で、3人世帯(本人、配偶者、子)の場合の判定例】

■配偶者が控除対象配偶者に該当する場合

⇒扶養対象人数は「配偶者+子=2人」となり、
上記表の扶養対象人数2人の場合の金額(171,666円)以下になるため、
給付金の支給要件に該当する。

■配偶者が控除対象配偶者に該当しない場合

⇒扶養対象人数は「子のみ=1人」となり、
上記表の扶養対象人数1人の場合の金額(130,000円)を超えるため、
給付金の支給要件には該当しない。

※この判定方法は、ご自身が支給対象になるかを確認するための簡易判定になります。
実際に支給されるかは、申請後に支給要件に該当するか審査を行ったうえで決定します。